

## 福井県後期高齢者医療広域連合告示第16号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第9号）第80条の規定により公告します。

平成19年11月21日

福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 今井 理一

### 1 業務名

後期高齢者医療制度周知パンフレット印刷配送業務

### 2 業務内容

別紙仕様書のとおりとする。

なお、仕様書については、平成19年11月21日（水）から平成19年11月29日（木）まで（福井県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）第1条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで17の場所にて配布する。

### 3 履行期間

平成19年12月10日から平成20年1月25日まで

### 4 入札条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 福井県又は福井県内の市町の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (3) 福井県後期高齢者医療広域連合一般競争参加停止及び指名停止等措置要領により停止措置を受けている期間中でない者。
- (4) 過去10年の間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。

### 5 申請方法

次の書類を17の場所に平成19年11月29日（木）午後5時までに提出すること。

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 業務実績調書
- (3) 4の(2)が証明される書類等の写し

## 6 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、平成19年12月4日(火)までに通知する。  
なお、承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 7 質問方法

この業務内容の質問は、電話等で平成19年12月5日(水)午後5時まで随時受け付け、質問の回答は質問の提出者のみに回答する。

## 8 入札方法

総価で入札に付する。

## 9 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年12月6日(木) 午前10時
- (2) 場所 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階  
福井県後期高齢者医療広域連合会議室

## 11 落札者の決定方法

- (1) 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則(以下「財務規則」という。)第84条各項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 12 入札保証金

免除する。

## 13 契約保証金

契約代金の100分の10以上の額とする。ただし、過去に本連合、国又は他の地方公共団体と種別及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、誠実に履行した者については免除とする。

## 14 入札の無効

入札参加資格のない者による入札、入札に際して注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他財務規則第87条各項に該当する入札は無効とする。

## 15 契約書作成の要否

この業務の契約においては、契約書を要する。

## 16 その他

- (1) 第1回目の入札書を提出の際は封筒に入れること。
- (2) 代理人が入札に参加するときは、委任者印（使用印鑑届印）、受任者（代理人）印を捺印した委任状を提出するとともに、入札書に受任者（代理人）印を押印すること。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。
- (4) 入札は2回まで行う場合があるので、受任者（代理人）印を持参すること。
- (5) 令第167条の4第2項に該当する場合、指名停止等の措置をとる場合がある。
- (6) 財務規則及びその他の法令を遵守しなければならない。

## 17 問い合わせ先

福井県後期高齢者医療広域連合 総務課 担当 山澤

〒910-0843 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階

TEL 0776-54-6330 FAX 0776-52-5720

E-mail [kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp](mailto:kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp)